消費機器の種類	周知の頻度	書面に記載する事項
(1)　屋内に設置されたガス瞬間湯沸器であってガスの消費量が十二キロワット以下のもの（不完全燃焼する状態に至った場合に当該ガス瞬間湯沸器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものに限る。）	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び一年に一回以上	前号ハ、ホ及びリの事項
(2)　(1)に掲げるものを除き、屋内に設置されたガス瞬間湯沸器であってガスの消費量が十二キロワット以下のもの	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び一年に一回以上	前号ハ及びリの事項
(3)　第五条第一項第一号の表の上欄イのガス湯沸器（屋内に設置された半密閉燃焼式のものに限る。）	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び一年に一回以上	前号ハ及びリの事項
(4)　第五条第一項第一号の表の上欄イのガスふろがま（浴室内に設置された自然排気式のものであってその排気筒に排気扇が接続されていないものに限る。）	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び一年に一回以上	前号ハ、ヘ及びリの事項
(5)　(4)に掲げるものを除き、第五条第一項第一号の表の上欄イのガスふろがま（屋内に設置された自然排気式のものに限る。）	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び二年に一回以上	前号ハ及びリの事項
(6)　開放燃焼式のガスストーブであって燃焼面が金属網製のもの（不完全燃焼する状態に至った場合に当該ガスストーブへのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものを除く。）	ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び一年に一回以上	前号ハ及びリの事項

ハ　建物区分のうち特定地下街等又は特定地下室等に設置されている消費機器については、当該消費機器の周囲の見やすい場所に四年に一回以上前号ニ、ト及びチの事項を記載した表示を付す。ただし、当該表示を付すことにつき、当該消費機器の使用者の承諾を得ることができないとき又は既に当該表示が付されているときは、この限りでない。

三　次のイからハまでに掲げる周知を、前回の周知の日から当該イからハまでに定める期間を経過した日（以下この号において「基準日」という。）前四月以内の期間に行った場合にあっては、基準日において当該周知を行ったものとみなす。

イ　前号イ（建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物に係る部分を除く。）又はロ（当該ロの表の上欄(5)に掲げる消費機器に係る部分に限る。）に規定する周知　二年

ロ　前号イ（建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物に係る部分に限る。）又はロ（当該ロの表の上欄(1)から(4)まで及び(6)に掲げる消費機器に係る部分に限る。）に規定する周知　一年

ハ　前号ハに規定する周知　四年

四　ガス小売事業者は、第二号に規定する方法によるほか、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布若しくは巡回訪問その他のガスの使用に伴う危険の発生を防止するための適切な方法により、その供給するガスの使用者に第一号の事項を周知させ、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に努めなければならない。

五　ガス小売事業者は、毎年度経過後三十日以内に、第二号及び前号の規定により、その年度に行った周知に関する状況について様式第一の周知状況の届出書を消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、一の供給地点について約した小売供給が次の各号のいずれかに該当するときは、当該小売供給に係るガスの使用者に対する周知を要しない。ただし、一の供給地点について約した小売供給を二年以上行っている場合であって、至近の二年度における当該小売供給が連続して正当な理由なく次の各号のいずれかに該当しなかったときは、この限りでない。

一　年間のガス供給量が熱量四十六メガジュールのガスを常温及び常圧で五十万立方メートル以上供給するものに相当する量であること。

二　年間のガス供給量が熱量四十六メガジュールのガスを常温及び常圧で十万立方メートル以上五十万立方メートル未満供給するものに相当する量であって、供給先が建物区分のうち工業用建物であること。

3　前項本文の規定により周知させなかったガス小売事業者は、毎年度経過後三月以内に、その年度における同項本文の小売供給の実績を、様式第二により、当該小売供給に係る消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。

（ガス小売事業者による情報通信の技術を利用した周知事項の提供の方法）

第三条　ガス小売事業者は、前条第一項第二号イ又はロの規定による書面の配布に代えて、当該ガスの使用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条及び次条において「周知事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条及び次条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、ガス小売事業者は、当該書面を配布したものとみなす。

一　電子メールを送信する方法であって、ガスの使用者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二　当該ガス小売事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された周知事項を電気通信回線を通じてガスの使用者の閲覧に供し、当該ガスの使用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに周知事項を記録する方法

三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法

2　ガス小売事業者は、前項の規定により、電磁的方法により周知事項を提供した場合においても、ガスの使用者からの求めがあったときは、その者に対し、周知事項を記載した書面を配布しなければならない。

（ガス小売事業者による情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第四条　ガス小売事業者は、前条第一項の規定により周知事項を提供しようとするときは、次項に定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次の各号に掲げるもの（第三項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。

一　電子メールを送信する方法であって、当該ガス小売事業者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二　当該ガス小売事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたガスの使用者の承諾に関する事項を電気通信回線を通じてガスの使用者の閲覧に供し、当該ガス小売事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該ガスの使用者の承諾に関する事項を記録する方法

三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体にガスの使用者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

2　前項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次の各号に掲げるものとする。

一　前条第一項各号に掲げる方法のうち、ガス小売事業者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式